

生衛第538-1号  
平成22年11月8日

特定建築物所有者等 様

埼玉県保健医療部生活衛生課長（公印省略）

### 特定建築物の維持管理権原者の届出について（通知）

建築物衛生行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第66号。以下「改正省令」という。）が平成22年4月22日に交付され10月1日に施行されました。

改正省令の施行に伴い、特定建築物の届出を行った者は「特定建築物の維持管理権原者」についての届出が必要となります。

つきましては、下記により手続をお願いいたします。

### 記

#### 1 届出方法

##### (1)提出書類

ア 特定建築物維持管理権原者等届（別紙様式）

イ 添付書類

(ア) 特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理についての権原を有することを証する書類

（所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（(イ)に掲げる場合を除く。））

(イ) 当該特定建築物について全部の管理についての権原を有することを証する書類

（当該特定建築物の全部の管理についての権原を有する者がある場合）

※添付書類は、2(1)のホームページに掲載の通知等を確認し用意してください。

##### (2)届出先

特定建築物の所在場所を管轄する保健所

（別添の保健所の一覧を参照してください。なお、平成22年4月から管轄区域の一部が変更となっています。）

### (3)届出期限

平成23年3月31日

(改正省令では、施行の日から起算して1年以内となっているが、事務処理の都合により、上記期限までに届出をお願いします。)

## 2 その他

### (1)関連通知について

今回の省令改正に関する通知等を埼玉県ホームページに掲載してあります。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/biru-eisei/>

### (2) 既に届出た内容に変更がある場合は、この届出で手続を行うことができます。

変更に伴う添付書類は、次のとおりです。

#### ア 主要な機械設備の変更

→特定建築物構造設備の概要（様式第1号の2）等

#### イ 建築物環境衛生管理技術者の変更

→建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本を持参すること。)

### (3) 問い合わせ先

この届出に関する問い合わせは、特定建築物の所在場所を管轄する保健所の生活衛生・薬事担当をお願いします。

担当：環境衛生・ビル監視担当  
増田、田嶋